

事務連絡
平成27年4月9日

各都道府県教育委員会高等学校指導事務主管課
各指定都市教育委員会高等学校指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属高等学校（中等教育学校後期課程を含む） 御中
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
地方公共団体学校教育事務担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
児童生徒課

労働法に関するハンドブック「これってあり？まんが
知って役立つ労働法Q&A」について

このたび、厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官から、別添のとおり、労働法に関するハンドブックのホームページ掲載について周知の協力依頼がありました。

本ハンドブックは、高校生等向けに労働法制に関する知識を分かりやすくまとめたものであり、下記のホームページに広報用のチラシとともに掲載されております。高等学校において、生徒に雇用と労働を巡る問題について考えさせたり、キャリア教育の一環として生徒の職業意識を高める指導を行ったりする際に活用できるほか、卒業後の進路として就職を希望する生徒に対し、適切な時期に周知することが考えられます。

ついては、所管の高等学校（中等教育学校後期課程を含む）に、このことについて御周知いただくようお願いいたします。

記

(厚生労働省のホームページ)

「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>

【本件問合せ先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係
電話 03-5253-4111（内線2073）

【ハンドブックに関する問合せ先】

厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官
電話 03-5253-1111（内線7720）



政労働参発 0408 第 4 号
平成 27 年 4 月 8 日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 殿
文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿

厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官

学生・生徒の利用に適した分かりやすい労働法のハンドブック
「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」の作成について

貴職におかれましては、日頃より労働行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働法制を知ることは労働者・使用者双方にとって不可欠であることから、厚生労働省は、労働法に関する基本的な知識を分かりやすくまとめた「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」を作成し、ホームページ等において周知する取組を進めてきております。

今般、労働法制に関する知識を一層普及させるため、「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～」を基に、学生・生徒の利用に適した、より分かりやすい労働法のハンドブック「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」（以下「ハンドブック」という。）を作成し、当省ホームページ（※）に掲載したところです。

貴職におかれましては、下記を御確認の上、各都道府県教育委員会・専修学校主管部局等へのハンドブックの周知について、御協力を賜りたく、よろしく願いいたします。

なお、ハンドブックを周知する際は、別添のとおり広報用のチラシを作成し、ハンドブック同様、当省ホームページ（※）に掲載しておりますので、併せて御活用ください。

※厚生労働省のホームページ

「これってあり？まんが 知って役立つ労働法Q&A」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>

記

1 ハンドブックの対象者について

働き始める前又は現にアルバイト等で働いている若者が、労働法に関する基本的な知識を身につけ、就職先を選択する際や現に働いている中で参考となる労働法の知識をまとめているため、学生・生徒を対象としております。

また、大学生・高校生等と対象を区分することなく共通して用いることができるものとしております。

2 ハンドブックの配布について

ハンドブックについては、各都道府県労働局が実施する労働法制の普及等に資する講義、就職セミナーや都道府県教育委員会、高校等との協議会の場等において配布する予定としておりますので、御承知おきください。

本件担当：厚生労働省政策統括官付
労働政策担当参事官室
政策第一係 榊井
(代表) 03-5253-1111
(内線 7720)

働くときに、 知ってほしい。



『これってあり? まんが 知って役立つ労働法 Q & A』

労働法を知っていますか? 働く人を守るための法律です。
このハンドブックでは、みなさんが働き始める前やアルバイトをするときに
最低限、知っておいてほしいルールを紹介しています。
ぜひ一度、読んでください。

まんが「知って役立つ労働法」はこちら

まんが 知って役立つ労働法

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou>



たとえばこんなことに悩んだときは・・・

Q3 入社日の直前になって会社の業績悪化を理由に内定取消……これってあり？

明日は入社式！

早く寝よう。寝たらいいかな？

はい。いいよ。

取消……

内定

A 内定＝労働契約成立と認められる場合、社会の常識にかなう納得できる理由がなければ内定取消は無効です。

「採用内定」により、労働契約がすでに成立していると思われる場合、社会の常識にかなう納得できる理由がなければ、契約の解約＝解雇は無効です。

内定取消は、会社の業績悪化を理由とするものであっても、無効となる場合があります。

解雇では、次のような場合に、労働契約がすでに成立していると認められた例があります。

労働者

会社

採用の内定通知

労働契約の締結

次のような場合、内定取消が正当と判断されず、労働契約が成立したと認められる場合があります。

① 学校を卒業できなかったり、卒業後に退学したことが原因で、

Q4 「最初は時給500円」……これってあり？

あつ、すみません！

いいよ、いいよ。

すみません！

最初は時給500円だから。

1週間後

うも

新人

言いたいんだけど

A 都道府県ごとに賃金の最低額が定められており、それより低い額は認められません。

会社は働くすべての人に最低賃金以上の賃金を支払わねばならないことが、「最低賃金法」で決められています。

最低賃金 一年毎、都道府県ごとに決められる賃金の最低限度額

地域別最低賃金 すべての労働者とその使用者(会社)に適用

特定最低賃金 特定の職業に従事する労働者とその使用者(会社)に適用

※ 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合、金額が高いほうの金額が適用されます。

平成27年4月現在、最低賃金は500円より高い金額となっているため、万が一時給500円で働くことに同意しても、それは法律によって無効となり、最低賃金との差額を請求できます！

あなたの給料が最低賃金以上が適用しよう

最低賃金よりも低い賃金での労働契約は認められません、自分の勤務地の最低賃金と比べてみましょう。

時給給の場合 時給給×最低賃金額(時給額)

日給の場合 日給×1日の所定労働時間×最低賃金額(時給額)

月給の場合 月給÷1か月平均所定労働時間×最低賃金額(時給額)

※ トータル金額の最低賃金については、最低賃金法を参照してください。

※ 給料が最低賃金よりも低い場合は労働基準監督署へ相談しましょう！

労働法のことを、もっと詳しく知りたい人は、

『知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識』を読んでみましょう！

「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識」はこちら

知って役立つ労働法

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouzenpan/roudouhou/index.html

